

令和7年度小林市NPOパートナーシップ創造事業（下半期） 募集要領

市では、令和7年度小林市NPOパートナーシップ創造事業補助金の募集を行います。事業の目的及び募集内容、応募方法等は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、本募集要領及び小林市NPOパートナーシップ創造事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）にしたがって手続き等を行っていただくことになるため、必ず確認の上応募していただきますようお願いいたします。

1 事業目的

予想を上回る人口減少や少子高齢化社会を迎える中、生産年齢人口の減少による税の減収や高齢化による社会保障費の増加、多種多様化・高度化する市民ニーズへの対応などが複合的に絡み合い、これまでどおりの行政サービスを行政だけで推進していくことが困難な状況にあります。

このような中、市では第2次小林市総合計画において、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、市民参画による協働のまちづくりを推進していくこととしており、後期基本計画では施策ごとに市民との「協働の取組」を設定しました。

本事業は、新たな公共の担い手として期待されるNPO（NPO法人、きずな協働体、ボランティア団体等）の独創性や先駆性を活かし、「協働の取組」を行うことで、真に豊かで魅力と活力のある小林市の実現を目指すことを目的に実施するものです。

2 募集内容（補助対象となる事業）

基本施策毎の「協働の取組」【別紙1】の中から、市と協働して実施する事業の企画提案を募集します。

（1）市が提示する協働したい「テーマ」

令和7年度は、以下の「テーマ」を優先的に募集します。

① 課題解決（一般）

地域の抱える課題の解決を目的とした取組

例）・ 高齢者の支え合い活動

- ・ 子ども・子育て支援に資する取組
- ・ 地域間連携による防災の取組

3 募集要件（共通事項）

- ① 市と提案団体が協働することにより、具体的な効果・成果が期待できるもの。
- ② 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの。
- ③ 地域課題の解決や地域の活性化を目指す取組であるもの。
- ④ 先駆的、独創的でモデル性のある取組であるもの。
- ⑤ 今後自立して事業の継続が見込める取組であるもの。

4 応募資格（補助対象団体）

応募に際しては、以下の要件をすべて満たすこととし、事前に協働する担当課と協議を行った上で応募してください。

- ① 別表1に掲げる活動を目的とした団体であること。
- ② 主な活動場所又は活動の運営拠点が市内であること。
- ③ 10人以上の会員で構成され、市民に開かれた団体であること。
- ④ 団体の代表者及び運営の方法が会則等で定められていること。
- ⑤ 先駆性有しており、自立して事業継続が見込まれること。

別表1

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 一 | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 二 | 社会教育の推進を図る活動 |
| 三 | まちづくりの推進を図る活動 |
| 四 | 観光の振興を図る活動 |
| 五 | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 六 | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 七 | 環境の保全を図る活動 |
| 八 | 災害救援活動 |
| 九 | 地域安全活動 |
| 十 | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 十一 | 国際協力の活動 |
| 十二 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 十三 | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 十四 | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 十五 | 科学技術の振興を図る活動 |
| 十六 | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 十七 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 十八 | 消費者の保護を図る活動 |
| 十九 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |

5 補助金の額

補助金の上限額は、以下のとおりとします。

- ① 課題解決（一般） 20万円

6 募集团体数

2団体程度。

7 補助対象経費

交付要綱第4条をご確認ください。

補助の対象とならない経費もありますので、詳しくはお問合せください。

(対象外例：団体の経常的な活動費、団体構成員に対する謝礼、飲食費など)

※ 他の事業補助金や自主財源を利用する場合は、本事業実施に係る経費を明確に
して下さい。

8 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和7年10月1日(水曜日)から令和7年10月31日(金曜日)

(2) 応募方法

令和7年10月31日(金曜日)午後5時までに、応募書類を持参または郵送にて
地方創生課まで提出してください。

※ 必ず事前にそれぞれの担当課と協議が必要です。

(3) 応募書類

- ① 応募書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 市との協議記録(様式第4号)
- ⑤ 団体の規約、会則または定款(任意様式)
- ⑥ 会員名簿(任意様式)
- ⑦ その他事業の説明に必要な資料

9 提案事業の選定までの流れ

(1) 提案する事業を検討

(2) 別紙1の「協働の取組」を確認し、事前に担当課と協議(必須事項)

※ 事業の妥当性(市が求める取組かの確認)、役割分担などを明確にし、様式
4号に事前協議の記録を含めて記載して下さい。

(3) 事業の選考会議を開催します。方法はプレゼンテーション方式で、詳細は応 募団体にお知らせします。

選考会議の結果、実施条件が付されたり、申請額が減額又は不採択となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

(4) 選考会議開催予定日：11 月中

*協働課の同席が必要です。

10 注意事項

- (1) 提出された応募書類は返却いたしません。
- (2) 応募に係る費用は、応募者の自己負担となります。
- (3) 事業終了後、活動報告会を開催します。
- (4) 過去に補助事業等で採択された事業と同一の目的及び内容となる場合は、選考会における採択の優先順位が下がる可能性があります。